# 令和6年度固定資産評価替えにおける基準宅地価格等について

# 1 基準宅地価格

各市町村における最高路線価を付設した街路に沿接する標準宅地 又は各市町村における1㎡当たりの適正な時価が最高である標準宅 地

# 2 基準宅地価格の調整方法

(1) 指定市分・・・・総務大臣が調整し、地方財政審議会固定資 産評価分科会へ報告

※岡山県の指定市は岡山市(県庁所在地)

(2) 指定市分以外・・・県固定資産評価審議会の審議を経て知事が調整

### 3 評価替え

課税事務の簡素化等のため、固定資産の土地については、3年ごとに 評価替えを実施しており、令和6年度がこの年に当たる。

各市町村においては、基準宅地価格を基に、市町村内のすべての土地 について評価替えを行い、令和6年3月末までにその土地の評価額を決 定し、固定資産課税台帳に登録することとしている。

### (参考1) 令和6年度鑑定評価標準価格

基準宅地価格の設定については、平成6年度評価替えから、地価公示価格、不動産鑑定士等による鑑定評価価格等を活用し、これらの価格の7割を目途として、土地評価の均衡化・適正化を図ることとされている。このため、令和6年度の基準宅地価格は、鑑定評価標準価格の概ね7割となっている。

#### (参考2) 下落修正

基準宅地価格は令和5年1月1日時点の価格であるが、全国的に 地価は回復傾向にあるものの、地価が下落している地点も多く認め られることから、市町村において、令和5年7月1日までの半年間 の地価の下落率を評価額に反映させることができることとされて いる。